

令和2年12月18日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第131回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻より少し早いですが、皆さんおそろいのおようですので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第131回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます。海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、前回と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まずは簡単に、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。

委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のままご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたら、カメラ、マイクをOFFにさせていただきますよう、お願いいたします。発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れてしまうおそれがございます。発言終了時には、カメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態、マークにスラッシュが入った状態で傍聴をお願いします。

その他、ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

それでは、本日は、委員及び臨時委員総員18名中15名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、本年最後の船員部会となりますが、早速議事を進めてまい

りたいと存じます。

議題1の審議事項である「船員法及び船員職業安定法の一部改正について」でございますが、これは、前回の部会にて諮問のありました案件でございます。前回の部会以後の状況につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 では、事務局よりご説明させていただきます。

本件につきましては、9月にこの部会で取りまとめいただきました船員の働き方改革の実現に向けて、この取りまとめを踏まえて法律事項に対応するための法改正でございます。船員の労務管理の適正化などの仕組みの構築のための制度改正となっております。

資料については、資料1、資料1-2に、諮問関係の資料をお付けしております。こちらについては、先月の諮問の際にお付けした資料と同じものでございますので、内容についてのご説明は省略させていただきます。

前回の部会において、答申の決定のご議論をいただくに当たって、何かご意見等ございましたら12月11日までに各委員よりご意見いただきたいとお願いをさせていただいておりましたが、12月11日までに、特段ご意見は頂いていないところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

前回の部会后、委員から特段のご意見はなかったということでございますので、答申の決定について、この場で確認を行いたいと思います。なお特段のご発言がありましたら、お願いいたします。

今回もウェブ会議ですので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望される時は、カメラ、マイクをONにして、「部会長」と発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後、発言をお願いいたします。また、発言の際には、該当する資料のページ記載がある箇所などを必ず述べた上で、発言をお願いいたします。

では、ただいまの説明につきまして、ご発言ございますか。

【内藤臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 どなたでしょうか。内藤委員ですか。

【内藤臨時委員】 はい。

【野川部会長】 はい、内藤委員、お願いいたします。

【内藤臨時委員】 内容に関しては、全て了解いたしております。

ただ、今、デジタル化ということで、コロナの感染があるものですから、私どももなるべく船とはデジタル化でやっていこうと推し進めているのですが、海に関しての、例えば岸壁に着いている場合、デジタルの通信状況が非常に悪いです。

これから労働時間の管理をしていく場合においても、通信が大切な要項になってくると思いますので、ぜひこの辺を考慮して、改革をお願いしたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

この時、これからの船員法改正等につきまして、実施に当たっての注意事項ということで承りましたが、何か事務局よりございますか。

【有田船員政策課課長補佐】 ご意見ありがとうございます。

今回の制度改正につきましては、船員の労働時間管理等をはじめ、労務管理について、船から離れた陸上の事務所において、責任を持って行っていただく仕組みの構築のための制度改正でございますので、そういった離れた場所で効果的な労務管理ができる手法の構築については、今後、皆さんの実情も踏まえながら、しっかりと検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

今後、運用の段階で、その点留意しながら進めていきたいと存じます。

ほかにもございますか。

【立川臨時委員】 部会長、よろしいですか。海員組合の立川ですが。

【野川部会長】 はい、立川委員、どうぞ。

【立川臨時委員】 お伺いしたいことがありますので、発言させていただきます。

この諮問の基本となっています船員の働き方改革の実現に向けては、先ほど話がありましたけれども、9月の部会で取りまとめを行いまして、船員の働き方改革の実現に向けた課題としまして、今後の方向性が出されました。

1つは、船員の労働環境の整備。2つ目は、船員の健康確保。それから、船員の働き方改革の実現に向けた環境整備という3点が取りまとめられ、方向性が示されました。

今回の諮問は、そのうちの労働環境の整備と、船員の働き方改革の実現に向けた環境整備に関する部分が主体となっていると理解をしています。そのような中で、今後の方向性の2番目の、船員の健康確保に関する法整備については、どのように進められていくのか

が、質問事項です。

と言いますのは、10月開催の第129回船員部会においては、船員の健康確保に関する検討会の取りまとめが報告されております。働き方改革の今後の方向性にある船員の健康確保、それから、船員の健康確保に関する検討会の報告においても、今回諮問のあった船員法ですとか、船員職業安定法に関連する健康証明や健康診断の事項を含めて、産業医の問題などが今後の方向性の中に含まれていますので、どのようなタイミングで法制化されていくのかをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【野川部会長】 それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。

委員からのご質問がありましたとおり、9月に取りまとめでいただきましたこの取りまとめの内容には、今回諮問をさせていただいております法律事項以外にも、必要な取組、必要な事項として、健康確保をはじめとした取組が盛り込まれております。

こちらの関係に関しましては、必要な政省令の改正など、今後行っていく予定でございます。これまでの船員部会の議論でもありましたとおり、準備期間をしっかりと踏まえた上で、できる限り早期に実現を図っていくことで、今後、施行についての必要な検討も進めさせていただいた上で、しっかりと準備を行った上で実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

この取りまとめの、「船員の働き方改革の実現に向けて」というこの文書の、18ページから23ページまでにかけて、船員の健康確保に関する検討及び今後の方向性がございます。

「今後の方向性」が、19ページと、21ページと23ページにそれぞれあります。ただいま事務局の回答にありましたように、これらについては、それぞれ法律そのものの改正ではなく、政省令の改正を含めた政策対応を今後進めていくということでございます。今後進めていく中で、この船員部会で、改めて何らかの検討する機会も出てくるであろうと理解をしております。

いかがでしょうか、立川委員。

【立川臨時委員】 分かりました。

早期の論議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

【長岡臨時委員】 大日本水産会の長岡でございます。

【野川部会長】 長岡委員、お願いいたします。

【長岡臨時委員】 私から、あえてお願いということでございます。

船員の労働時間、労務管理の実際の運用につきましては、私ども漁業界についても、対象になる業者はそれほど多くはございませんけれども、なかなか現状でも実態として難しい部分があるやにも聞いてございます。

ということで、私の行えるのはお願いということで、実際の運用に当たりましては、現場の実情も考慮をしていただいて、できるだけ柔軟な対応、運用をお願いするということで、発言させていただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

これも以前からご要望があったところでございますが、事務局、改めて何かございますか。

【有田船員政策課課長補佐】 ご意見ありがとうございます。

今の話は、今回の諮問と、健康確保の話も含めてということだと思っておりますが、運用に当たっては、皆様の実情も踏まえまして、混乱が起きないようにした形で、しっかりと運用できるように、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

長岡委員、よろしいでしょうか。

【長岡臨時委員】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、国土交通大臣から諮問第370号「船員法及び船員職業安定法の一部改正について」をもって諮問された件については、適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、ただいまの結論につきまして、事務局から何かあればお願いいたします。

【多門海事局次長】 海事局の多門でございます。

本日、船員法及び船員職業安定法一部改正につきまして、ご審議をいただきました。無事ご了承をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今般の制度改正は、本年9月に本部会にて策定をいただきました、「船員の働き方改革」の取りまとめ、これを実現するに当たって、中核を成す取組だと考えております。本日の審議結果を、我々としてもしっかり受け止め、制度の円滑な実施に向け、今後もスピード感を持って、必要な準備を進めてまいります。

ただ、取りまとめの実現に当たっては、まだまだ今回の法律改正以外にも、関係政省令の改正など、別途必要になってまいります。これらの改正については、今後も、先ほども議論ございましたが、本部会においてご議論をいただくことにもなりますので、皆様方におかれては、引き続きご協力のほどお願いしたいと存じます。

最後になりましたが、本日に至るまで1年半以上に及び、議論に積極的にご参加、ご参画をいただきました委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2の審議事項である「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」ですが、こちらも前回の部会からの継続案件でございます。12月11日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 では、事務局よりご説明いたします。

本件につきましては、昨年10月、11月にも、この部会において議論をいただいた省令改正、貨物船、旅客船を対象にした酒気帯び運転の対策に関する省令についてご議論いただいたところでございますが、こちらに漁船関係の船舶を対象として追加するという省令でございます。

先月諮問をさせていただき、答申に向けたご議論に向けて、12月11日までに、何かご意見があれば事務局までお願いしますということでご依頼をさせていただいていたところでございますが、委員からのご意見は特段頂いていないところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、発言は、先ほどと同様に、私の指名の上で行いたいと存じます。本件につきまして、この場でご発言等ございますか。

特にございませんか。

それでは、国土交通大臣から諮問第369号「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」をもって諮問された件については適当であるとの結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、これで、本日の予定された議事は、全て終了いたしました。ほかに何かございますか。

はい、事務局、お願いします。

【富田労働環境対策室長】 1点ご報告でございます。

船員部会の臨時委員で、労働者委員の立川委員におかれましては、令和3年1月12日をもって10年間の任期が満了され退任となりますことから、ご紹介をさせていただき次第でございます。

立川委員におかれましては、平成23年1月の第20回船員部会以降、10年間にわたりまして労働者委員としてご尽力を賜りました。立川委員の長年のご尽力に対しまして、深く感謝の意を表したいと存じます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

よろしければ、立川委員、このウェブの状況でございますが、一言ご挨拶をいただければと存じます。お願いいたします。

【立川臨時委員】 ご挨拶の機会を頂きまして、どうもありがとうございます。

今、事務局からお話がありましたように、任期が満了ということで、今回の船員部会への参加が最後となります。

本日、当該部会で1年半に及ぶ審議を行ってきました、内航の働き方改革の取りまとめを受けまして、船員法、船員法施行規則の一部改正の答申がまとめられました。船員の労働環境の整備に向けた政策が、一歩進んだこととなります。

まだ、政省令等の細部の整備が必要ですが、野川先生をはじめ、船員部会委員の皆様、そして事務局のご尽力により、更なる船員の労働環境の整備、日本人船員の増加に向けた政策を進めていただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいということをお願いしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

す。どうもありがとうございました。

【野川部会長】 ありがとうございました。非常に長い間お疲れさまでした。立川委員のご尽力に、深く感謝申し上げます。私も、個人的にも、何か心にぽっかり穴が開いたような寂しさを覚えますが、どうぞ立川委員におかれましては、今後ともよりよい船員政策の実現に向けまして、ご高配、ご助言を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに何かございますか。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。海員組合、平岡です。

【野川部会長】 はい、平岡委員、お願いします。

【平岡臨時委員】 前回の船員部会で、JR九州のパナマ船籍「クイーンビートル」の国内就航に関わる件について提起いたしました。これについては、特例措置をもって国内就航を認めさせることはカボタージュ規制に抵触するという大きな問題であり、この場において、認めることはふさわしくないと意見表明しました。

その後、申請が上がって、当局がこれについて粛々と進めている状況になっていることはないと思いますが、その後の状況についてお聞かせいただければと思います。

【野川部会長】 はい。では事務局、把握している点についてご説明をお願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 はい、事務局からご説明させていただきます。

ご質問のあった件につきましては、現在も、先月から引き続き、担当課からは、JR九州高速船と調整中の状況だと聞いております。JR九州高速船は、今唯一営業が全くできていない状況にあるということで、ご相談されているところでございます。現在、特段、先月から状況が何かあったとは聞いておりませんが、今日頂いたご意見につきましても、担当課にしっかりとお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 はい、ありがとうございました。

平岡委員、よろしいでしょうか。

【平岡臨時委員】 よろしいでしょうか。調整中だとおっしゃいますが、前回部会でもお話しした通り、仮に運航するのであれば日本籍船への転籍を、JR九州に調整させればいいだけであって、今のお話を聞くと、特例措置をどう認めるかという調整をしているとしか聞こえません。国交省として、当局として、カボタージュ規制の問題をどのように考えているのか。

仮に、特例によってカボタージュ規制に風穴を開けることになると、とんでもない話になると思いますが、国交省としても、国内就航させるとなれば、特例措置を認めるのではなく、日本船籍に転籍をさせたうえで就航させるよう、しっかり J R 九州に指導すべきではないのかと思います。

ただ、コロナ等の問題により、日本籍船に転籍する手続が煩雑なのであれば、手続きを簡素化するなどの処置を検討してもいいのではないかと思います。海事局で日本籍船にするための方法について、J R 九州としっかり話せばいいのではないかと思います。いかがですか。

【野川部会長】 はい、事務局お願いします。

【有田船員政策課課長補佐】 今ご指摘のありました、カボタージュ規制については、国家安全保障、国内海運産業の保護、そういった観点から大変重要な制度ということで、外国籍船が国内旅客輸送を可能とする特例措置を設けた場合に、委員からあったとおり、アリの一穴となってほかの分野に波及するのではないかとといったご懸念、そういったものについてもご指摘があった旨、担当課にしっかりとお伝えし、共有を図ってございます。

いずれにせよ、本件につきましては、現在 J R 九州高速船から相談をいただいているところだとお伺いをしておりますので、本日頂いたご意見について、改めて担当課にお伝えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

まだ、手続が進んでいるとか、スタートしているとかそういうことではないですね。ただ相談がいつているということですね。

いろいろご懸念のあることと思いますが、私、日本のカボタージュ規制に、全く議論のないままに、ある特定のところで、それが認められてしまうことはないだろうということは確信しております。

ただ、政策の管轄とかいろいろな点から、当船員部会あるいは船員政策課でできることとできないこととありますので、今ご懸念のあった点、平岡委員からの点も、それから、前回もいろいろご懸念ありましたが、それは全て忠実に伝わっておりますので、それを踏まえた対応がなされるものと、私としては確信をしております。

よろしいでしょうか、平岡委員。

【平岡臨時委員】 間違った対応をしないように、お願いします。

【野川部会長】 ありがとうございます。間違いなく今のご発言もテイクノートされておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局よりお願いいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第131回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

今年は不安の多い年末年始でございますが、穏やかで希望のあるクリスマスと正月を迎えられますよう、お祈りしております。どうもありがとうございました。

— 了 —